

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第32号）

1 異議申立ての対象となった本件開示請求の保有個人情報（諮問案件第34号）
平成22年度石川県人事委員会定例会における不服申立て事案の審理に係る文書

2 担当課（所）
人事委員会事務局

3 異議申立て等の経緯

ア H24.11.22	開示請求	エ H25.2.6	諮問
イ H24.12.6	一部開示決定	オ H26.4.7	答申
ウ H25.1.31	異議申立て		

4 諮問に係る審査会の判断結果

(1) 結論

別表第1に係る部分を不開示とした決定は妥当ではなく、開示することが相当であるが、別表第2に係る裁決書原案及び裁決書案を不開示とした決定は、妥当である。

(2) 判断

別紙のとおり

5 審議経過

審査回数 7回

(別紙)

不開示部分	該当条項	審査会の判断	
		判断結果	判断要旨
第4回人事委員会 議案第7号中本文2行 目21文字目から4行目 6文字目まで及び下3行 転任処分に関する不服 申立書の調査内容(題名 及び表の調査項目名を除 く。)	一	開示	当審査会で本件保有個人情報を見 分したところ、記載内容は不服申立 て事件の審理において当然に考慮さ れるべきであろう事柄や審理の当然 の手続きを記載したものに過ぎない。 むしろ、開示することにより、人事 委員会における審査が適正に行われ ていることを示すものと認められる。
第6回人事委員会 報告第4号中書面審理 調書の添付資料の名称 報告第4号中日程(予 定)の6行目 書面審理調書及び添付 資料(書面審理調書のう ち、題名、事案、事案を 除く項目名、日付および 記名を除いた部分。)			また、本件不服申立て事件の審理 は既に裁決が出され終結しているこ とから、開示することにより人事委 員会委員の率直な意見の交換が行わ れにくくなるとは言えず、これによ り不服申立て事務の適正な遂行に著 しい支障を及ぼす内容であるとは認 められない。
第8回人事委員会 報告第2号中反論書の 概要 報告第2号中書面審理 調書の添付資料の名称 報告第2号中日程(予 定)の5行目 書面審理調書及び添付 資料(書面審理調書のう ち、題名、事案、事案を 除く項目名、日付および 記名を除いた部分。)			
第11回人事委員会 報告第1号中再答弁書 の概要 報告第1号中書面審理 調書の添付資料の名称			

<p>書面審理調書及び添付資料（書面審理調書のうち、題名、事案、事案を除く項目名、日付および記名を除いた部分。）</p>			
<p>第13回人事委員会 報告第2号中再反論書の概要 報告第2号中の書面審理調書及び添付資料 報告第2号中今後の方針 書面審理調書及び添付資料（書面審理調書のうち、題名、事案、事案を除く項目名、日付および記名を除いた部分。）</p>			
<p>第14回人事委員会 議案第1号中日程（予定）の6行目（日付部分を除く。）及び8行目</p>			
<p>第14回人事委員会 裁決書原案 第15回人事委員会 裁決書案</p>	<p>個人情報保護条例 第14条 第6号及び第7号</p>	<p>不開示</p>	<p>裁決書原案及び裁決書案は最終的な裁決に至る前の検討段階における不確定な内容のものであり、これを開示すると、審理における変更点が明らかとなり、無用の誤解を招くおそれがある。</p> <p>また、これらを開示することは、今後の人事委員会の審理における自由かつ率直な意見交換が行われにくくなるものであり、同種の不服申立て案件の審理に影響を与えるおそれがあることから、適正な事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>

答申第32号

答 申 書

平成26年4月

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が一部開示とした決定のうち、別表第1に係る部分を不開示とした決定は妥当ではなく、開示することが相当であるが、別表第2に係る裁決書原案及び裁決書案を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成24年11月22日に実施機関に対し、平成22年度石川県人事委員会に申し立てた不服申立てに関する事案について行われた審議の内容に関する詳細な記録（メモ等を含む）に関して、個人情報の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、
 - (1) 平成22年度第4回人事委員会議案第7号 不服申立ての受理決定について
 - (2) 平成22年度第6回人事委員会報告第4号 22不第1号事案について
 - (3) 平成22年度第8回人事委員会報告第2号 22不第1号事案について
 - (4) 平成22年度第11回人事委員会報告第1号 22不第1号事案について
 - (5) 平成22年度第13回人事委員会報告第2号 22不第1号事案について
 - (6) 平成22年度第14回人事委員会議案第1号 22不第1号事案について
 - (7) 平成22年度第15回人事委員会議案第4号 22不第1号事案についてを特定したうえで、平成24年12月6日付けで、いずれも条例第14条第6号及び第7号に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）とし、同日付で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成25年1月31日に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し、異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、平成25年2月6日に条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

条例では、個人情報の開示を請求する権利を認め、個人の権利利益を保護する

ことを目的としている。個人の情報は原則として開示すべきものであり、不開示という措置は例外的なものと位置づけられている。

「委員の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」があり、「不服申立て事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があるというのであれば、どのように「損なわれる」のか、どのような「著しい支障を及ぼす」のかを、具体的かつ明確な根拠をもって明らかにすべきである。

人事委員会に対して行った不服申立てについては、既に裁決がだされており、そこでの審理の内容を開示しても「率直な意見の交換が不当に損なわれる」ということはありえない。

知りたいのは審議の経過・内容であり、委員名を不開示とするとしても述べられた意見だけを開示することは可能である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 人事委員会の判定過程

- (1) 任命権者から懲戒その他その意に反すると認める不利益処分を受けた職員は、人事委員会に対して不服申立てをすることができ、人事委員会は、不服申立てを受理したときは、第三者機関としての立場から、当該処分の違法性・不当性を判断し、判定を行う。
- (2) 3人の委員による合議制による人事委員会において、中立・公正な判断が行われるためには、それぞれの委員が自由な意見を率直に述べて、互いに議論を尽くすことが不可欠となる。

2 条例第14条該当性について

不開示とした部分には、異議申立人が人事委員会に申し立てた不服申立てについての人事委員会の検討内容、調査内容、検討資料の名称、審理方針、審理内容、人事委員会がまとめた反論書の概要、再答弁書の概要、再反論書の概要、処理方針、裁決書の原案及び裁決書案が記載されている。

これらの不開示部分を開示すれば、人事委員会の着眼点や審理の方向性が分かってしまうことにより、人事委員会の審理において自由かつ率直な討議が行われなくなるおそれがあり、人事委員会における今後の他の不服申立て案件の審理に影響を与えるおそれがある。

更に、本件不開示部分だけでは審理の内容と過程が全て把握できるわけではないため、開示することによって、却って異議申立人から十分な審理を行わなかった等の一面的な非難を受けるおそれがある。

また、不開示部分が開示されると、異議申立人等が、資料の表面的な誤り等を指摘し、裁決の中立性・公平性について、一面的な非難等をするおそれがある。

よって、不開示部分は、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれのある情

報（条例第14条第6号）及び開示により不服申立て事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報（条例第14条第7号）に該当する。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することにある。

この目的を達成するためには、県が保有する個人情報は、本人に開示することを原則とすべきであるが、情報の中には、開示することにより本人以外の第三者の正当な利益を損なうもの、又は、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの等が考えられる。

このため、当審査会は、開示の原則を基本として、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという理念に立って条例を解釈し、以下、判断するものである。

2 本件個人情報について

平成22年度の特定年月日の各回に開催された人事委員会定例会において、申立人に係る不服申立て事案を審理するため作成された文書中の保有個人情報である。

3 具体的な判断及びその理由

実施機関は、平成22年度不服申立て事案に係る石川県人事委員会会議の議案等のうち、本件一部不開示部分が、条例第14条第6号及び同条第7号に規定する不開示情報に該当する旨主張していることから、これについて検討し、判断する。

(1) 条例第14条第6号及び第7号の該当性について

ア 条例第14条第6号について

条例第14条第6号は、県の機関内部における審議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものは開示しない旨規定している。

審議に関する情報の中には、開示することにより、自由な意見交換を損なわれるおそれがある場合を考慮して定めたものである。

イ 条例第14条第7号について

条例第14条第7号は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものは開示しない旨規定している。

不服申立て事件の審査事務については、当該事務事業の性質上、開示するこ

とにより、当該事務の円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある場合を考慮して、その情報についてのみ開示しないとするものである。

「著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」かどうかについては、その危険の有無、程度等を客観的に検討し、適用に当たっては、開示の原則の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈したり、恣意の運用にわたることのないことが要求される。

(2) 次に、不開示とした部分ごとに、条例第14条第6号及び第7号の規定に該当するか否か、その妥当性を検討する。

ア 別表第1に掲げる1から6の文書中の不開示部分の記載

当審査会で本件保有個人情報を見分したところ、記載内容は不服申立て事件の審理において当然に考慮されるべきであろう事柄や審理の当然の手続きを記載したものに過ぎない。むしろ、開示することにより、人事委員会における審査が適正に行われていることを示すものと認められる。

また、本件不服申立て事件の審理は既に裁決が出され終結していることから、開示することにより人事委員会委員の率直な意見の交換が行われにくくなるとは言えず、これにより不服申立て事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす内容であるとは認められず、条例第14条第6号及び第7号の規定に該当しない。

イ 別表第2に掲げる文書

裁決書原案及び裁決書案は最終的な裁決に至る前の検討段階における不確定な内容のものであり、これを開示すると、審理における変更点が明らかとなり、無用の誤解を招くおそれがある。

また、これらを開示することは、今後の人事委員会の審理における自由かつ率直な意見交換が行われにくくなるものであり、同種の不服申立て案件の審理に影響を与えるおそれがあることから、適正な事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第14条第6号及び第7号の規定に該当するものであり、本件両文書は不開示とすることが相当である。

(3) 実施機関は本答申書第2の2の文書に記載されたものを保有個人情報として特定したものであるが、異議申立人は、「開示により、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある」との不開示理由から、本件不開示部分には、審査における委員の意見の交換が直接に記録されていると推測して本件異議申立てに至ったものと考えられる。

当審査会で本件保有個人情報を見分したところ、別表第1に掲げる文書の記載内容は委員の意見の交換を経た結論のみが記載されているものであったことから、実施機関は、異議申立人が求める情報を明確に把握していたとは認められない。

このため、本件処分通知書及びその後の理由説明書で異議申立人に対して示

した不開示理由は適切であったとは言えず、実施機関は、不開示理由の記載は適切に行われたい。

第7 まとめ

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第8 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

(別 表)

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 2月 6日	諮問（諮問第34号）を受けた。
平成25年 3月12日	実施機関（人事委員会）から理由説明書を受理した。
平成25年 4月 4日	異議申立人から意見書を受理した。
平成25年 4月19日 （第27回審査会）	事案の審議を行った。
平成25年 5月31日 （第28回審査会）	事案の審議を行った。
平成25年 7月11日 （第29回審査会）	事案の審議を行った。
平成25年 9月 2日 （第30回審査会）	実施機関から意見聴取を行った。 事案の審議を行った。
平成25年10月29日 （第31回審査会）	事案の審議を行った。
平成26年 1月10日 （第32回審査会）	事案の審議を行った。
平成26年 3月 7日 （第33回審査会）	事案の審議を行った。

別表第1

- 1 第4回人事委員会
議案第7号中本文2行目21文字目から4行目6文字目まで及び下3行
転任処分に関する不服申立書の調査内容（題名及び表の調査項目名を除
く。）
- 2 第6回人事委員会
報告第4号中書面審理調書の添付資料の名称
報告第4号中日程(予定)の6行目
書面審理調書及び添付資料（書面審理調書のうち、題名、事案、事案を除
く項目名、日付及び記名を除いた部分。）
- 3 第8回人事委員会
報告第2号中反論書の概要
報告第2号中書面審理調書の添付資料の名称
報告第2号中日程(予定)の5行目
書面審理調書及び添付資料（書面審理調書のうち、題名、事案、事案を除
く項目名、日付及び記名を除いた部分。）
- 4 第11回人事委員会
報告第1号中再答弁書の概要
報告第1号中書面審理調書の添付資料の名称
書面審理調書及び添付資料（書面審理調書のうち、題名、事案、事案を除
く項目名、日付及び記名を除いた部分。）
- 5 第13回人事委員会議
報告第2号中再反論書の概要
報告第2号中の書面審理調書の添付資料の名称
報告第2号中今後の方針
書面審理調書及び添付資料（書面審理調書のうち、題名、事案、事案を除
く項目名、日付及び記名を除いた部分。）
- 6 第14回人事委員会
議案第1号中日程(予定)の6行目(日付部分を除く。)及び8行目

別表第2

- 1 第14回人事委員会
議案第1号中裁決書原案
- 2 第15回人事委員会
議案第4号中裁決書案